

罹災失業者ヲ各種人夫作業ニ紹介シ求
ルモ資金缺乏ノ為充分其ノ目的ヲ遂行スル能
ハザルヲ憾トシ之カ事業助成ヲ政府ニ請願
スルコト、ナリ助成金下附願ヲ提出シタル
外関東労働組合協議會ノ名ニ於テ失業救
濟事業トシテ労働寄宿舎建設ノ急務ヲ指
ヘ之ニ對シ亦政府ノ補助ヲ仰クベク計劃
中ナリ

焼跡處分ニ関スル建議書

前古未曾有の大天災ノ襲来するや 本同盟は此社會的
災厄に對シ救護の赤誠を示す義務ありと信じ組合内
部ノ罹災者の救護に全力を傾倒すると共に政府其他
の救護事業に協力する事を聲明し且つ之水に専心努力
し来れり。我等は更に進んで左の事業を擔當すること
最ル必要と認め茲に建議す。

- 一 東京市焼跡處分は一日ル忽にすべからざるあり 其ノ理由次の如し
- (イ) 假屋建設營業開始の妨害となる
- (ロ) 右の不便を忍びて假屋を建設するもの日々増加しつつあるル、
萬一假屋増加するに至らば、之が為に行動作業の自由を妨げ
られ焼跡處分は極めて困難となり、且つ多額の経費を要す
るに至らん
- (ハ) 焼跡處分完全せざれば道路取片付を大すしとル 期日なきにして